

2015年（平成27年）8月24日

## 事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書

宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5 階  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉 岡 和 弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-276-5160

現在、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会で、訪問販売・電話勧誘販売における不招請勧誘規制の在り方が議論されています。

高齢者を狙った消費者被害は著しく増加しており、被害金額も、金融商品を中心に極めて高額化する傾向にあります。その多くは、電話や訪問による勧誘をきっかけとするものであり、現在の電話勧誘販売・訪問販売に対する規制は不十分と言わざるを得ません。

近時消費者庁が行った調査によれば、消費者の96%以上が訪問勧誘、電話勧誘を「全く受けたくない」と回答しており（平成27年5月「消費者の訪問勧誘・電話勧誘・FAX勧誘に関する意識調査」）、これらの勧誘が消費者にとって迷惑であり、その私生活の平穏を害するものであることは明らかです。

諸外国では、予め拒否の意思表示をした人への電話勧誘を禁止する Do-Not-Call 制度や、訪問販売お断りステッカーの掲示等により予め訪問勧誘を拒絶した人への勧誘を禁止する Do-Not-Knock 制度などが導入されています。

将来的にはこれらより厳しい勧誘規制もあり得るところですが、まずは消費者の意思を事業者に尊重させるという最低限のルールを確立することが緊急の課題であり、我が国においても、速やかに Do-Not-Call 制度、Do-Not-Knock 制度を導入すべきです。

消費者庁、消費者委員会は「求めてもいない勧誘はいらない」という消費者の声に真摯に耳を傾け、新たな法制度の創設に舵を切って頂きたいと思えます。

以上のような理由から、消費者市民ネットとうほくは、下記の制度を実現するよう強く求めます。

### 記

- 1 事前拒否者に対する電話勧誘を禁止する制度（Do-Not-Call 制度）をすみやかに導入すること。その際、電話勧誘拒否者の情報が事業者間で流通することがないよう制度設計を工夫すること。
- 2 訪問販売お断りステッカーの掲示等、訪問販売の事前拒否に明確な法的根拠を与え、これを無視して勧誘することを禁止する制度（Do-Not-Knock 制度）を導入すること。

以上